

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年5月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年周南市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

周南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第9項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>